

代理店研修会資料

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

重要!

**受診・検診等、お客様の口頭による告知は必ず
告知事項に照らし合わせて確認してください！
募集人の憶測で「告知不要」にすることは厳禁です！**



《不祥事件事例》

【事例①】 募集人は被保険者から「帝王切開歴」を聞いていたにもかかわらず、手術に該当しないと誤認して告知を促さなかった。



【事例②】 募集人は契約者から被保険者の「7年前のがん罹患歴」を聞いていたが、被保険者に事実を確認せず「告知不要」と判断した。

【発生原因】 いずれの事案も告知書質問事項の理解が不十分であり、募集人に重過失があったとされたものです。

「告知取扱不十分（不祥事件）とは」

契約者・被保険者等に関する観察、質問等に重大な過失※があったために、危険選択に関する重要事項・事実について了知せず顧客または会社に損害または迷惑を被らせること。

※お客様の申出内容が告知事項に該当するか、その可能性が高いにもかかわらず告知を促さない場合など。なお、「重大な過失」には至らなくても「不十分」であると認められる場合は、保険募集不適切行為に該当します。

[正しい告知をいただくには]

■ 募集人が告知書質問項目を正しく理解することが不可欠です。

CHECK!

- ①告知サポート資料の「告知忘れが多い事例」を説明してください！
- ②「医師に診てもらった」事実があれば告知が必要です！
- ③「7日以上」とは通院回数に限らず初診から終診までの期間が7日以上です。7日分以上の投薬も該当します！
- ④あいまいなまま「憶測」で回答をせず、営業店に確認するか、お客様に直接照会いただける「【お客様専用】告知お問い合わせ窓口（0120-526-805）」をご案内願います！

◆万一違反したら◆

■不祥事件【告知取扱不十分】の場合

◆募集人標準処分：注意処分 ◆代理店標準処分：募集手数料削減支払5%1か月